

三次市教育委員会告示第 号

三次市スクールバス購入費等補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年10月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市スクールバス購入費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内で特定旅客自動車運送事業によるスクールバスの運行をしようとする事業者に対して、その事業に要する車両の購入費等に係る経費に、予算の範囲内において補助金を交付することについて、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象)

第2条 補助対象は、特定旅客自動車運送事業によるスクールバスの運行に要する専用車両購入経費及び専用車両に対し安全性向上に要する経費とし、申請は契約期間中に1回のみとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、市内で特定旅客自動車運送事業によるスクールバスの運行をしようとする者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号に該当する経費とする。

(1) 補助対象となる専用車両購入経費に直接要する経費

- (2) 補助対象となる専用車両に対し、安全性向上のためのラッピング及び改造・整備に直接要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 専用車両の購入経費については、補助対象経費の5分の1以内の額とし、1台当たりの補助金の額の上限を150万円とする。
- (2) スクールバスの運行に要する専用車両に対し、安全性向上のためのラッピング及び改造・整備に直接要する経費の10分の10以内の額とし、1台当たりの補助金の上限を50万円とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の1月31日までに、三次市スクールバス購入費等補助金交付申請書（様式第1号）を、教育長に提出しなければならない。

(補助金交付決定及び通知)

第7条 教育長は、補助金の交付を決定したときは、三次市スクールバス購入費等補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請を取り下げることができる期間は、前条の規定による通知を受領した日から起算して、15日以内とし、取り下げる旨を記載した書面を教育長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の内容を変更しようとする場合
- (2) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合
- (3) 補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了後速やかに、三次市スクールバス購入費等補助に係る事業完了実績報告書(様式第3号)を、教育長に提出しなければならない。

(補助対象事業の期限)

第11条 補助対象事業は、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以降に着手し、3月31日までに完了しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 教育長は、補助金の額が確定したときは、三次市スクールバス購入費等補助金交付確定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の額の確定は、補助事業の実施に要した補助対象経費の内容ごとに補助率を乗じて得た額の合計額とする。

(請求の手続)

第13条 補助事業者は、前条第1項の通知を受領した日から14日以内に教育長に対して、三次市スクールバス購入費等補助金請求書(様式第5号)を提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した車両等については、教育長の承認を受けないで、この告示の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金の経理)

第15条 補助金の交付の対象となった車両等の整備に関する書類は、整備完了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 教育長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年11月1日から施行する。

(告示の効力)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

三次市スクールバス購入費等補助金交付申請書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

所在地

会社名

代表者名

印

年度三次市スクールバス購入費等補助事業の補助金の交付を受けたいので、三次市スクールバス購入費等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 補助対象事業の内容
- 3 補助対象経費の総額及びその内訳

補助対象経費の内容	補助対象経費	補助率	補助金申請額
	円		円
合 計		—	

- 4 補助対象事業の着手(予定)期日

年 月 日

- 5 補助対象事業の完了(予定)期日

年 月 日

(注) 補助対象事業の内容及び補助対象事業の完了(予定)期日は、補助対象経費の種類ごとに記入する。

年 月 日

様

三次市教育委員会教育長 印

三次市スクールバス購入費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった，三次市スクールバス購入費等補助金については，三次市スクールバス購入費等補助金交付要綱第 7 条の規定により，次のとおり交付の決定をしたので通知する。

- 1 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし，補助対象事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については，別に通知するところによるものとする。

補助対象経費 金 円

補助金の額 金 円

- 2 補助対象事業とその内容は，年 月 日付けで申請のあった三次市スクールバス購入費等補助金交付申請書に記載されたとおりとする。
- 3 補助事業者は，三次市スクールバス購入費等補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

三次市長 様

所在地

会社名

代表者名

印

三次市スクールバス購入費等補助金に係る補助事業完了実績報告書

年度三次市スクールバス購入費等補助事業が完了したので、三次市スクールバス購入費等補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり報告します。

1 バスの購入・整備完了年月日

年 月 日

2 バスの購入・整備内容

3 補助対象経費決算表（補助対象経費決算表は、様式第1号に規定する補助対象経費の総額及びその内訳に準ずる。）

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

様

三次市教育委員会教育長 印

三次市スクールバス購入費等補助金交付確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった、 年度三次市スクールバス購入費等補助金については、三次市スクールバス購入費等補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知する。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付確定額 金 円

様式第5号（第13条関係）

三次市スクールバス購入費等補助金請求書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

所在地

会社名

代表者名

㊦

年 月 日付け 第 号により補助金交付額の確定を受けた、
三次市スクールバス購入費等補助金を交付されたく、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
口座名義	